

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 0748-31-3301 (FAX 0748-36-5457)

営業日	月曜～土曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

* 緊急時は 24 時間対応可能です

2. 当事業所の概要

事業所名	ヴォーリズ居宅介護支援事業所
所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町 492 番地
事業所の指定番号	滋賀県 2510400068 号
サービスを提供する 通常の事業実施地域	近江八幡市 * 上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名称	公益財団法人 近江兄弟社
所在地	滋賀県近江八幡市慈恩寺町元 1 1 番地
法人種別	公益財団法人
代表者名	理事長 三ッ浪 健一

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1 名	事業所管理業務	常勤
介護支援専門員	4 名	ケアプラン制作業務	常勤
	1 名	ケアプラン作成業務	非常勤
事務職員	1 名	事業所事務兼務	

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるように、サービスの種類、内容等を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
-------	---

事業の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1.利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 2.利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供できるように配慮して行う。 3.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公平中立に行う。 4.ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について、介護サービス情報公表制度において公表を行う。(半年に一回程度) 5.利用者の人権の擁護、虐待防止、身体的拘束等の適正化の推進のため、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。また、行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録することとする。 6. 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、その他居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめる。 7. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。
-------	--

6. 提供するサービスの内容と料金

内 容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	居宅サービスガイドライン方式等を使って利用者と共に、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。(要介護認定とは違うことを明記)また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。(サービス担当者会議について利用者の同意のもとテレビ電話等での開催とすることもあります。)
サービスの実施状況および課題の把握	必要時に、担当の介護専門員が利用者のお宅にうかがって、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおり提供されたかなどを確認して、給付管理をおこないます。

要介護(要支援)認定等の協力、援助	利用者が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについての申請を代行し、その他必要な援助を行います。
実習の受け入れ	介護支援専門員等の実習生を受け入れることがあります。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けしています。

[プライバシー（個人情報）の保護]

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者の説明し同意書に署名捺印をいただきます。

[料金等]

利 用 料	<p>※ここに記載する金額は、厚生労働大臣の定める1ヶ月の費用額です。</p> <p>※介護保険給付の適用となる場合には、利用料は介護保険から支払われるため、利用者負担はありません。ただし保険料の滞納などにより、介護保険から事業所に支払いがされない場合には、下記の利用料をいただきます。</p> <p>※料金をいただく場合には、サービス提供証明書を発行しますので、近江八幡市役所の介護保険担当窓口で、その証明書を添えて申請していただくと、その費用の払い戻しを受けることができます。</p> <p>・地域区分 7級地：10,21円</p> <p>① 居宅介護支援費</p> <p>要介護1・2の方は、11,088円です。</p> <p>要介護3・4・5の方は、14,406円です。</p> <p>看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価として、認められるケースについて居宅介護支援費の算定を行う。</p> <p>② ①の費用額の他、法令等の定めに従って要件が該当する場合には下記の加算を算定させていただきます。</p> <p>・初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円</p> <p>・特定事業所加算(I)または(II)または(III)+(A)</p> <p>・・・・・・・・(I)5,190円、(II)4,210円</p> <p>・・・・・・・・(III)3,230円、(A)1,140円</p> <p>必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。</p>
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所医療介護連携加算 ・ ・ ・ ・ ・ 1, 250円 ・入院時情報連携加算(I)または(II) ・ ・ ・ ・ ・ (I)2, 500円、(II)2, 000円 ・退院・退所加算(I)または(II) ・ ・ ・ ・ ・ (I)イ4, 500円、ロ6, 000円 (II)イ6, 000円、ロ7, 500円 (III)9, 000 ・緊急時居宅カンファレンス加算 ・ ・ ・ ・ ・ 2, 000円 ・ターミナルケアマネジメント加算 ・ ・ ・ ・ ・ 4, 000円 <p>人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院時情報連携加算 ・ ・ ・ ・ ・ 500円
交 通 費	<p>利用者のお宅が当所の通常事業実施地域以外にあるときは、下記のとおり交通費の実費をいただきます。</p> <p>通常の事業実施地域を越えた地域から 1kmにつき36円</p>

7. 料金の支払い時期と支払方法

翌月に現金でお支払いいただきます。

8. 解約

1. 利用者は当事業所に対し、「解約の通知」を解約する日までに事業に届け出ていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
2. 当所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日1ヵ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。
3. 当所は、利用者やそのご家族等が、当所や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの不信行為を行われた場合、文書でお知らせすることにより直ちにこの契約を解約することがあります。

9. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1. 利用者が介護保険施設に入所または医療機関に入院した場合
2. 利用者が要介護でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
3. 利用者がお亡くなりになった場合

10. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

* 加入している損害賠償責任保険を明示することもできます。

11. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- ① 当所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

ヴォーリズ居宅介護支援事業所 川原崎 友子	近江八幡市北之庄町 492 番地 TEL0748-31-3301 FAX0748-36-5457
--------------------------	---

当所以外でも、ご相談や苦情などについては右記の窓口があります。

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課	近江八幡市桜宮町 236 番地 TEL0748-33-3511 FAX0748-31-2037
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央 4 丁目 5 - 9 TEL077-510-6605 FAX077-510-6606